

## 第7回

### 「新潟市子ども・子育て会議 放課後児童クラブ検討部会」 会議録

開催日時：平成26年10月21日（火）午前10時05分～午前11時52分

会場：新潟市役所 第1分館 6階 1-602会議室

出席委員：飯塚委員、植木委員、大竹委員、本間委員、本間委員、山賀委員、山岸委員、山田委員  
(出席7名，欠席0名)

事務局出席者：こども未来課 小沢こども未来課長、古泉課長補佐

本間育成支援係長、高野育成支援係主査、金子育成支援係主査

生涯学習課 青少年・地域と学校連携室 佐々木室長

関係者出席者：新潟市社会福祉協議会 地域福祉課 高橋課長 小林課長補佐 竹石係長 鶴巻主査

傍聴者 有4名

報道関係者 有1名

## 会議内容

### 1 開会

○古泉こども未来課長補佐

時間ですので、始めさせていただきます。

まず、7月15日に開催されました第6回の本部会の内容の振り返りといたしまして、部会の概要をまとめました資料9を事前に配付させていただいておりましたが、これにつきましてご意見やご質問はありませんでしょうか。

内容等でお気づきの点がございましたら、後日でも結構ですので、事務局まで連絡いただきたいと思います。

それでは次に、次第に沿って進めていきたいと思っております。新潟市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の制定についてということで、報告させていただきます。

○本間こども未来課育成支援係長

おはようございます。こども未来課の本間です。座って説明させていただきます。

それでは、条例の制定について報告させていただきます。昨年10月4日に第1回目の部会を開催して以降、先回の7月15日の部会まで、全6回にわたりご議論いただき、取りまとめた条例案を市議会の9月議会定例会に提案いたしました。全会一致で可決をいただいたところです。

資料1から資料3までにつきましては、条例案を市議会へ提案するに当たりまして、委員の皆様方

と確認作業の際、既にお示ししているところですが、本日は改めて部会資料としてご報告させていただきます。

それでは、資料1をごらんください。こちらにつきましては、10月7日に公布された条文でございます。一番最後のページに施行日を記載しております。こちらにつきましては、厚生労働省令と同じく、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日からとしております。なかなかわかりづらい、じゃ実際いつなんだということで、ご不明なところもあると思うんですけども、具体的には国のほうでは子ども・子育て支援法の想定する最も早い施行日を平成27年4月と想定しています。ですので、全国の自治体もそれに向けて準備をしているところです。

次に、資料2をごらんください。こちらにつきましては、国の省令と条例の対照表です。委員の皆様方からたくさんの貴重なご意見をいただきました。備考のところ和省令との違い等を記載させていただきました。省令を踏まえつつも、新潟市独自の規定も多く盛り込んでいるところです。

次に、資料3をごらんください。こちらにつきましては、今現在も新潟市のホームページに公開しておりますが、条例骨子案に対するパブリックコメントへの市の考え方を示したものです。あと、資料はご用意していないんですけれども、本年度より新潟市のさまざまな形態の放課後児童クラブに対しまして、情報交換会や研修会を行うこととしております。公設、民設を問わず、放課後児童クラブのネットワークを構築しまして、新潟市の放課後児童クラブ全体の質の向上を目指す事業を行っています。先般開催されました情報交換会でも、この基準条例につきまして植木先生のほうからご説明していただきまして、クラブのほうに周知を努めているところです。

簡単ではありますが、条例制定の説明は以上になります。

○古泉こども未来課長補佐

それでは、これより議事に入りたいと思います。議事につきましては、植木部会長より進行をお願いしたいと思います。

## 2 議事

### (1) 子ども・子育て支援事業計画について

○植木部会長

わかりました。おはようございます。どうぞよろしくお願いたします。

今報告にありましたように、条例がようやくでき上がったという形になります。何度も議論を繰り返して、皆さん方からたくさん意見をいただいたその成果だなというふうに今改めて思いました。本当にありがとうございました。

これまでこの部会では、その報告をいただいた条例について議論を進めてきたわけでございますけ

れども、この条例に基づいた運営が、子ども・子育て支援新制度のもと、次年度、27年度からスタートしていくというふうなことになるわけでございます。

では、この新制度にあわせて、子ども・子育て支援法の第61条、この規定に、平成31年度までの5年間、これを1期とする事業計画、これを定めて、それを進めていくというふうな必要があるわけでございます。

そのうち、この部会においては、今後この子ども・子育て本体会議における新潟市子ども・子育て支援事業計画のうち、放課後児童健全育成事業の計画の部分についてまた改めて検討を進めていくというふうなことになるわけでございます。それが3の議事の（1）ということですね。

それから、もう一つ、議事の（2）、ひまわりクラブの運営についてということですね。これは、前回はひまわりクラブの利用料金、あるいは指導員の待遇等について説明を受けて、コメントをしていただいたというふうな経緯がありました。今回は、開設時間についての具体的な検討ということの説明を受けて議論を行う、こういうふうな2本立てになるわけでございます。

それでは、そのうちの放課後児童健全育成事業に関する子ども・子育て支援事業計画、議事の（1）について事務局より説明をお願いいたします。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、ご説明いたします。

資料のほうは、本日お配りしました資料4（追加）、A4、1枚物と事前にお送りいたしました資料4、左上ホチキスどめの資料、この2つをごらんください。

今ほど部会長からもご説明いただきましたけれども、新制度のスタートにあわせ、市町村は子ども・子育て支援事業計画を定める必要がございます。

資料4の一番最後のページをごらんください。こちらにつきましては、新潟市子ども・子育て支援事業計画の全体像、体系となります。基本理念といたしまして、「子どもと家庭と地域に笑顔があふれるまちづくり」がございます。その基本理念の実現に向けた基本方針が3つございます。そのうち基本方針（1）、「子どものすこやかな育ちを守り、支える」を具体的に行う施策として、施策分野1、「子どもがすこやかに育つ環境づくり」があります。その中に基本施策が3つございます。そのうちの基本施策の2として、「放課後対策の総合的な推進」がございます。本部会でご議論いただく支援事業計画書は、ここに位置づけられております。

なお、この基本施策ごとに支援事業計画書を作成することとなっており、基本的な様式等は統一いたしまして、今現在、幼保部会、地域ネットワーク部会、それぞれ議論しているところです。

それでは、資料4の追加をごらんください。こちらにつきましては、ちょっと事前送付に間に合わず、当日配付させていただいたものです。こちらは、これまでの取り組みと成果ということで、施策の2の計画書の1ページ目になります。

子ども・子育て支援事業計画の前計画であります新潟市次世代育成支援対策行動計画、すこやか未

来アクションプラン後期計画は平成21年度に策定され、平成26年度までの放課後児童健全育成事業の充実について、目標事業量を定め、取り組んできたところです。放課後児童クラブにつきましては在籍児童6,986人、子どもふれあいスクール事業につきましては実施校60校を平成26年度の目標事業量としておりました。本年度の実績といたしましては、放課後児童クラブは128施設で7,375人の児童が在籍し、また子どもふれあいスクールの実施校は68校と、それぞれ目標事業量を確保したところです。

一番下の表につきましては、放課後児童クラブの施設整備状況の推移を示したものです。

なお、最初の二重丸の冒頭の2行、平成26年度から、すこやかアクション未来後期計画に基づきというような記述がございますけれども、こちらは基本施策の1、報告書ですと前の施策のほうにも同様の記述がございます。また、いま一度取り組みと成果につきまして精査をしたいというふうに考えておりますので、後日修正したものを改めて委員の皆様方にお送りいたしますので、ご確認していただき、ご意見があればご意見をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、資料4のほうをごらんいただきたいと思います。1ページ目、現状と課題についてです。放課後児童クラブが、仕事と子育ての両立支援や児童の健全育成など、重要な役割を担っています。そうした中、小学生の児童数は年々減少し、今後も伸び悩むと推測されています。その一方で、子どもたちが放課後を安心、安全に過ごさせる場として、放課後児童クラブに対するニーズは今後もふえるということが見込まれています。放課後児童クラブを含む総合的な放課後対策が必要と考えています。そういったことをこちらで盛り込んでおります。

1枚めくっていただきまして、2ページ目をごらんください。上段には、これまで部会でいただいた主なご意見を記載させていただきました。中段の取り組みの方向性といたしまして、部会でのご意見を踏まえ、それぞれ、職員や施設、設備について条例の基準を満たすよう質の向上を図っていく。小学校6年生までを受け入れ対象とし、量の見込みを確保するため、学校施設も活用しながら施設整備を行っていく。子どもふれあいスクール、放課後子供教室や小学校、地域などとの連携を進めることなどで、子どもたちに安心、安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験、活動を行うことができる事業となるよう取り組む。放課後児童健全育成事業者のネットワークを構築し、情報交換会や研修を行い、公設、民設を含めた新潟市の放課後児童クラブ全体の質の向上を図る。以上、4つの方向性を上げさせていただきました。

一番下、成果指標を放課後児童健全育成事業を利用する児童数とし、平成26年5月1日現在7,375人の児童が利用しておりますが、平成31年度には1万831人の利用が見込まれております。利用見込み児童数につきましては、5月23日に開催しました第5回の部会で説明いたしましたけれども、見込み量の算出方法により算出したものであり、利用見込み児童を受け入れる体制を確保することを指標とさせていただきますと考えております。

次のページ、3ページをごらんください。こちらは、主な取り組みでございます。1つ目として、まず基準条例に沿った運営を開始するに当たり、特に大切な項目を2つ記載しました。職員について

は、支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置するという。そのことを基本としながらも、うち1人を補助員にかえた場合であっても、市の独自基準として、3年以内に放課後児童支援員となることが見込まれるものでなければならないこと。次に、施設、設備につきましては、1人当たり1.65平米以上の確保が必要なこと。その算定には、専ら事務の用に供する部分、便所その他これらに類するものを除くということ。また、本市では5年間の経過措置期間内に施設整備を進めることを記載させていただきました。

ここで、お手数でも資料5をごらんいただきたいと思います。A3表裏のものでございます。左欄のところに平成26年5月1日現在のところ、現行基準面積という欄とその隣に新基準面積（暫定）の欄をごらんください。これまでさまざまな資料には施設全体の面積での1人当たり面積をお示ししておりましたが、条例に従いまして、事務室、便所などの共用スペースを除いた面積で1人当たり面積を示したものが隣の新基準面積となります。この新基準面積につきましては、各施設、図面、また現地確認を通しまして算定したところですが、これからさらにいま一度チェックをしたいと考えております。そういったことから、今現在まだ暫定ということで表記させていただいております。

その右隣が平成27年度予測、さらにその隣が事業計画最終年度の31年度の予測になります。31年度の1人当たり面積のところ、少し見にくくなっております。二重線で囲んであるところが1人当たり面積が1.65平米未満のところでありまして、施設整備が必要なところを表記してございます。区ごとに公設、民設分けて、必要な施設数を一番右の欄に記載しております。

裏面をごらんください。一番下に集計がございます。1.65平米未満の施設につきましては、平成31年度では64カ所、内訳として公設54カ所、民設10カ所の整備が必要と見込まれております。

次に、資料6をごらんください。こちらにつきましては、平成27年度における児童数、クラス数予測と職員数の資料です。一番右側の欄ですが、ひまわりクラブにおきまして、現規定による指導員の必要数と市条例の基準による職員数、支援員、補助員とした場合の必要数を記載しております。

裏面の一番下が集計になっています。裏面をごらんいただきたいと思います。現状の配置基準ですと、正規指導員が234人、加配指導員が163人必要となる計算になっています。それを条例の基準に合わせますと、支援員が259人、補助員が175人必要というふうな試算となっております。

お手数ですが、また資料4の3ページにお戻りください。下段の2、量の見込み、確保量です。小学校6年生まで対象が拡大されることやニーズ調査を踏まえた量の見込みの算出、量の見込みを確保するために施設整備を行っていくことを記載させていただいております。

1ページめくっていただきまして4ページ、こちらにつきましては全市及び各区ごとの計画期間の目標確保量を示してございます。

次に、5ページをごらんください。3の子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携ということで、まず（1）、連携の推進として、子どもふれあいスクールや小学校、地域などとの連携ということで、これまで以上に子どもふれあいスクールや小学校、地域との連携を推進していくことを

記載させていただいております。（２）、共通理解としては、それぞれの職員、スタッフとの共通理解を図り、取り組みを行っていくこと。（３）、放課後児童健全育成事業者のネットワーク構築といたしまして、情報交換会、研修会等を実施しまして、全ての放課後児童健全育成事業者の質の向上を図るために、今後も継続していくことを記載しております。

最後は、余白のスペースを利用しまして、コラムとして、ひまわりクラブの歴史について記載させていただいております。全体の事業計画書でもそれぞれ余白等を利用して、コラム等を記載しているところです。

以上で資料説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○植木部会長

ありがとうございました。

本体会議のほうで子ども・子育て支援事業計画書、これが議論されて、そして計画されるわけでありますけれども、そのうちの基本施策２、放課後対策の総合的な推進、この部分についてこの部会で説明を受けて、ご意見いただくというふうなことでございます。

皆さん方からご意見をいただくわけですが、その前にちょっと１点確認をさせていただきます。この資料は、いわゆるふれあいスクールも含めた放課後対策の総合的な中身、つまり放課後児童クラブと子どもふれあいスクールと２つ中身が含まれていますね。これは、この部会は放課後児童クラブの検討部会ということですが、子どもふれあいスクールの部分も含めて、この基本施策２の部分、全体をもとにご意見をいただくというふうなことでよろしいですか。

○本間こども未来課育成支援係長

今まで部会では放課後健全育成事業を主に議論いただきましたけれども、支援事業計画としてはふれあいスクール、放課後子供教室のことについても記載をしていくということで考えています。

○植木本部長

わかりました。今説明いただいた内容全体を含めてのご意見ということでお願いいたします。

それでは、事務局への質問等も含めて、ご意見等ございましたら発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

コラムというのはおもしろいですね。ひまわりクラブ、もう50年近い歴史があるということがこれでわかりますね。当初からひまわりクラブという名称が使われていて、それが受け継がれて現在に至るということなんじゃないかな。

○本間委員

質問をお願いします。資料６で平成27年予測のところで、低学年と高学年の人数が出ていますけれども、どこかで説明があったのかもしれないんですが、高学年の人数はどのようにして算出されたんでしょうか。

○本間こども未来課育成支援係長

低学年、高学年、それぞれ分けて記載をさせていただいておりますけれども、昨年ニーズ調査を実施いたしました。5歳児、今年度新1年になる子でしょうかね、その方々の推移とか、あと高学年利用の希望をそれぞれ区ごとに、低学年の利用率、また高学年の利用率、それぞれを係数を掛けて算出したのがこちらの数字になっています。一応区ごとにそれぞれ導き出した係数に基づいて、低学年、高学年、それぞれ分けて見込みを立てたところです。

○本間委員

ありがとうございます。このことは、1人当たりの面積にも影響してくる部分で、私もこれ以上何も言えないんですけれども、感想としてはちょっと少ないなと思ったので、ちょっと質問いたしました。以上です。

○植木部会長

27年度以降は予測ということですので、これ本当に1年後、2年後になってみないと、ふたをあげてみないとわからないというところがありますけれども、現在利用している3年生がそのまま4年生に移行し、それがまた5年生になっていくと、今後そういった継続性の中で予測よりもふえていくということは考えられますね。しかし、それはわかりませんので、一応客観的な係数を掛けて予測をしているというふうなことだというふうに思います。ありがとうございます。

○本間こども未来課育成支援係長

補足ですけれども、資料5のほうをごらんいただきたいと思うんです。真ん中に27年予測があって、右隣、31年予測がございます。一番上の松浜ひまわりクラブですけれども、27年の高学年は7名の予測になっていますけれども、5年後の31年度につきましては34人の利用ということで、やはり年々増加はすると見込んでおります。以上です。

○植木部会長

ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

○山賀委員

先ほどの情報交換会について、少し具体的にどのような皆さんがどういう形で参加されたのか、今後定期的にそういう情報交換会が設定されるのかどうか、参考までにお聞かせいただければと思います。

○本間こども未来課育成支援係長

今年度から民設クラブにつきまして、ネットワーク構築と、あと質の向上を図るということで研修会を企画をしているところです。それで、9月、10月と情報交換会を2回開催しております。民設クラブ、10月1日現在では26クラブあるんですけども、26クラブの方と、あと公設のひまわりクラブの一部のクラブの方から参加していただいております。委託事業ということで、新潟市社会福祉協議会さ

んのほうに委託をしております。条例の中身のことについて先回植木先生のほうから説明をしていただきましたし、またそれぞれやはり今まで交流がなかったものですから、それぞれ個々の民設クラブさん、なかなか不安な面もあるというところで、そのあたりグループ編成をした上で意見交換をして、課題解決等、それぞれ意見交換していただいたところです。また、11月、12月と今度は研修会を予定しております。その際にまた植木先生のほうから講師等を務めていただくこととなりますけれども、情報交換会と研修会、これによりまして質の向上を図っていきたいというふうに考えています。今年度から始まったんですけれども、次年度以降も継続、また拡大していきたいというふうに我々考えているところです。

○山賀委員

ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

山岸委員、ふれあいスクールのところで何かご意見ございますか。

○山岸委員

ふれあいスクールとの連携については、これからというところもあるかと思えます。ふれあいスクールは、まだ全小学校には配置というか、まだ開設していないところもたくさんありますので、そのあたり積極的な開設の方向をお願いしたいのと、それから、あと実際の現場にいますと、なかなかひまわりクラブの指導員さんたちと運営主任さんたちの情報交換という部分では、なかなか連携までいっていませんので、そのあたりもできる限り連携していく方向で、同じ子どもたちもいますので、そこにできれば多少なりとも学校もかわりながら、子どもたちを共通理解を持った上で育てていく必要があるのかなと思っています。意見というよりも希望ですが、できる限り各学校でふれあいスクールをやっていたらいいかなと思います。

○植木部会長

ありがとうございました。

今連携というキーワードが出てきました。この資料にも連携の推進というふうに書かれています。つまりこの基本施策の2のタイトルそのものは放課後対策の総合的な推進と書いてあって、あたかも放課後児童クラブとふれあいスクールと何か一体化するようにイメージがありますけれども、そうではないということです。厚生労働省からも連携ということが言われていて、それは一体型というふうな表現がされています。一体型と一体化というのは、これは明確に区分されるということでもありますので、放課後児童クラブとふれあいスクール、これはそれぞれの機能、独自の機能があって、それぞれを大事にしながら、それぞれ連携を図っていく、お互いによくしていくと、こういうふうな内容のものであるということが確認できればいいのではないかな、それが新潟市の総合的な推進の中身だと、こういうふうに理解ができるのかなというふうに思っています。よろしいでしょうか。ありがとうございました。



ございました。

それから、これに関しては10月30日に本体会議があるんですね。そこで報告をされて、またそこで議論され、その後パブリックコメントが実施されるということになります。パブリックコメントがまた出ましたら、その結果に基づいて、この部会でももう一度検討がされると、このような流れになっております。どうぞよろしくお願いいたします。

## (2) ひまわりクラブの運営について

○植木部会長

それでは、議事の2つ目、(2)、ひまわりクラブの運営について、これ事務局より説明お願いいたします。

○本間こども未来課育成支援係長

それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

ひまわりクラブの運営につきまして、先回の部会では利用料金、指導員の待遇改善、この2つについて中心にご議論いただきました。本日は、ひまわりクラブの開設時間につきましてご議論いただきたいと思います。基準条例が制定されたことを踏まえまして、ひまわりクラブの条例につきましても一部改正を予定しています。一応12月議会に提案を考えております。つきましては、開設時間も条例に明記されておりますことから、今回ご意見をいただきたいというふうに考えております。

資料7、8をご用意いただきたいと思います。こちら2つの資料とも右上のほうにそれぞれ記載させていただいておりますけれども、以前の部会で使用した資料となります。資料の中身につきましては、昨年10月、11月に実施しましたニーズ調査の利用希望時間の集計でございます。

1 ページ目の上段、平常授業日の低学年時における利用希望終了時刻を見ますと、18時半までの希望が大半でございます。18時半以降の希望も若干見られるということになります。

お手数ですが、ここで資料10をごらんください。こちらは、高学年受け入れモデルを行っております、昨年度行っていました3つのクラブについて、実際に高学年が何時に帰宅したかを平成25年の記録から各クラブ無作為に100件ずつ、3クラブで合計300件抽出したものです。17時と18時の帰宅が多くなっているというのがその際の記録というふうになってございます。

また、資料8をごらんください。こちらにつきましては、各政令市の放課後児童クラブの開設時間の一覧表でございます。終わる時刻、午後6時までが他の政令市では多い状況になっております。一方、6時以降、延長しているところにつきましては、延長料金等を徴収している政令市が多いというふうな状況になっています。

以上のデータを参考にいたしまして、ひまわりクラブの開設時間、変更する必要があるかどうか、委員の皆様方のご意見を伺えればというふうに考えております。

簡単ですけれども、資料説明は終わります。よろしくお願いたします。

○植木部会長

ありがとうございました。

現状では新潟市は午後6時30分、18時30分まで開設しているということですね。これを変えるか、どうするかというふうな議論になります。

それから、例えば資料10なんかを見ますと、確かに17時というのが56件、それから18時も56件、これ一番多いわけですけれども、例えばその後の18時15分、18時30分、これも14件、15件と一定のニーズがあるというところもこれは見逃せないところかなと、つまりニーズはあるんだということ、これは前提にしなければいけないということかというふうに思います。

資料8に関しては政令市の現状と。ただ、これは26年の7月調査ということですので、これも各政令市も我々と同じような議論を経て、27年度以降、こうした開設時間の変更等される可能性があるということをお含みおきいただければというふうに思います。

ちなみに、この開設時間、どちらかというところ閉所時刻の検討ということになるんだろうと思うんですけども、このあたりの議論は、いわゆる新潟市内の保育所の開設時間との整合性というか、調整、調整と言ったらおかしいかもしれませんが、バランスといいますか、そのあたりも重要な議論のポイントになるのかなというふうに思いますし、それから以前、この部会に先駆けて懇談会のようなものが新潟市で設置されましたけれども、そこでもやはり保育所の開所時間とバランスをとっていくという利便性の部分、このあたりもやはり考慮される、議論にされるべきではないかというふうなことが言われたというふうに記憶をしております。

いずれにしても、今お手元の資料とその説明に基づいて、まずはそのご意見等、事務局への質問等も含めて、皆さん方からご意見を伺いたいというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

お願いします。

○山賀委員

全体的な印象としては、6時半以降のニーズがどういう家庭のニーズなのかなという印象があります。ただ子どもが6時半以降帰っている方もいますよということではなくて、実際に親御さんの家庭の事情がどういう事情なのかという、つまりその辺の親の、家庭の事情、ニーズがどういうことになっているのかというのをもうちょっと分析しないと、一概にニーズがあるとか、ないとかと言えないかなという感じなんですね。ちょっと非常に裏を読むようで悪いんですが、うちの職場でも女性のパート職員もたくさんいるので、参考までに、きょう出てくる前にちょっと意見を聞いたんですね。通常は勤務時間の例えば9時半から3時半までというのがうちの職場多いもんですから、大体9時半から3時半までの勤務ですよということをきちっとひまわりクラブに申告していると。つまりそれ以降、適切なお迎えの時間を超える場合は、どうしてこんなロスが出るのかなというところもやっぱり見ていかなきゃいけないので、通常は何時ぐらいに迎えに来れるのかという中できちっとひまわりクラブ

の皆さんが各家庭のニーズを把握しているというのがまず前提として必要なのかなということを思いました。ともすると、6時、6時半、7時というふうになってくると、とかく利用者さんのご家族は、それまでは使ってもいいんだという考え方ですね。そうすると、先ほど言いましたように、うちの職員が3時半に仕事が終わって、4時には本当は学童に迎えに行けるのにもかかわらず、7時まで預かってもらえるということになると、本来子どもと親が過ごす時間を親のある意味ではレスパイトになってしまうのかもしれませんが、息抜き、負担軽減という時間に使っていくのかなというところも要素としてはあります。それ自体が悪いわけではないですけれども、それが当たり前になってしまうと余りよろしくないのかなというところもあるので、ここの線の引き方については、時間もさることながら、本当に必要な家庭には必要な分の支援は必要ですけども、余計な支援をしなくてもいいように、そこのところをきちっと何時まで通常使うのかというのを把握することによって、適切なひまわりクラブのサービスの提供の管理といいますか、そういうものがあっていいんじゃないかなということを感じました。いかがでしょうか。

○植木部会長

ありがとうございました。事務局で何かコメントありますか。

資料10というのは、これはニーズ調査というよりは実態調査ということになるのでしょうか。

○本間こども未来課育成支援係長

資料10につきましては、実際日々ひまわりクラブでは来た時刻とか、お帰りの時刻、それを記録しておりますので、この資料10につきましては実績、実際の記録というふうな資料になっています。

○植木部会長

今山賀委員からご指摘していただいたニーズに近いのか、結果が数字として出るようなデータというのは何かあるんですか。

○山賀委員

済みません。ちょっと補足しますけども、例えば保育所ですと当然就労証明出すので、勤務時間が書いて、ここのところをひまわりクラブさんでもその辺、証明書をまず勤務時間も含めてとっているかどうか、1点確認したいんですけども。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

就労証明書自体はいただいております。勤務時間も書いてあります。

○山賀委員

その中で、恐らく傾向として、現場の職員さんは、例えば一部の親御さんたちはちょっとお迎えの時間遅いとか、そういう声などは日ごろの中であるのか、ないのかということなんですけど、いかがでしょうか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

児童数が多いものですから、個別に各保護者の方のお迎えがどうなのかという部分までは、ちょっと把握し切れていません。

○山賀委員

ちょっと繰り返しになりますが、例えばこの56名、18時のお迎えの56名が全て仕事の勤務時間の終業に合わせて16時になっているのかどうかという検証といいますか、この56人の分析、その辺をちょっとやってもいいのかなと思ったんですね。というのは、さっき申し上げたように、例えば5時ぐらいでお仕事終わって、本当は5時半ぐらいにお迎え来れるようなお住まいですと、ちょっとやっぱりそういう余裕を持ってお迎えに来ているのかなというのも推測できるので、実際にこの56名が先ほどお聞きした就労証明の時間とのずれがどれぐらいなのかというのもちょっと一つの視点として見てみたらいかがかなと思っています。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。より正確な実態をあぶり出すというか、導き出すという意味では重要な視点かなというふうに思います。ありがとうございました。

お隣の山岸委員、いかがでしょうか。順番にご意見をいただきたいと思います。

○山岸委員

私も同じことが気になっていました。具体的な数字はわかりませんが、ひまわりクラブの指導員さんたちから、そういった声を聞いたことがあります。聞いたことというか、実際そうですというお話を多々聞きます。本当に必要な方に必要な行政の手を差し伸べるということが大事なことで、例えば子どもふれあいスクールに関して、目的は預かり場ではないはずなんですが、預けておいてという部分もなきにしもあらずです。そのあたりをしっかりとやはり私たちも保護者に伝えながら、一緒に学んでいくというようなところを持っていますけれども、先ほど山賀委員がおっしゃられたように、必要な方に必要なサービスを、行政サービスをしていくためには、もう少し詳しく決めていく必要があるのかなと思いますし、先ほどの終業の問題ですが、何時に迎えに来られるのか、それ以上の延長がなぜ必要なのかというあたりも、ひまわりクラブでは、たくさんいて大変かもしれませんが、細かくケアしていくことで、より子どもたちの質のいい預かり場になっていくのではないかと感じています。

以上です。

○植木部会長

山田委員、お願いします。

○山田委員

私は、今まで、どちらかというと7時までの開所が妥当なのではないかと思ってきていました。実際に友人に頼まれたことがあるんです。仕事で間に合わないから、迎えにかわりに行ってくれないか

と言われたこともあったので、本当に仕事でこの時間に間に合わない人もいるということも思ったので、7時まででもいるのではないかなと思ってはいたんですけど、お二方の話を聞いて、確かに自分も利用する立場だったとしたら、すぐに、仕事が終わってそのままひまわりクラブに直行して迎えに行くかなと思ったら、多分夕飯の買い物を1人で済ませてからお迎えに行くと思うんです。そういうふうな使い方がわがままなのかどうなのか、ちょっとわかんないんですけど、6時半までとなっていると、最近の社会の考え方というかもあるかと思うんですけど、この金額を支払っていて、この時間までの開設時間なんだから、この時間まで預けてもいいはずだという物の考え方があると思うんです。だから、そういった点からも考えてみると、ただ単に開設時間を延ばせばいいというわけじゃなくて、必要な人に必要な時間の預かってもらえる時間を、こういったニーズに応じていただけるような制度になっていけばいいかなと思ったので、やはり時間を区切って延長でお金を取ったり、また理由をもう少し、遅くなってしまう理由というのを放課後児童クラブのほうでも把握していったほうがいいのではないかなと思いました。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。では、こちら、飯塚委員。

○飯塚委員

私は、長らく自治会長やっております、放課後の子どもたちの過ごし方に非常に興味を持ってまして、何とか子どもの居場所をつくってやりたいということで、たまたま私の町内には町内会館といますか、集会所がありますんで、できるだけそこを開放してあげて、子どもたちは拘束されていた学校の時間から帰ってくると、解放されて、遊びたいんですね。その遊び場所をつくってやるということで、自治会館を開放してあげて、暇な年寄りがいっぱいいるもんですから、積み木、年寄りが昔遊んだいろんな遊び方を教えたり、竹トンボをつくってあげたり、定期的に開設していて、子どもたちに非常に喜ばれているんですが、何回も言いますが、子どもたちの放課後の過ごし方、私も地域の代表として長らく子どもたちの育成に携わってきましたけども、やっぱりもう少し地域の方の関心を高めてもらいたいというのがもう私の本心でございます。どこの自治会でももう子育て終わった元気なお年寄りがいっぱいいらっしゃるんで、そういう方々が、若いお母さん、お父さんにかわって、地域に帰ってきたら面倒見てあげようと、お母さんが仕事先から帰ってくるまで、例えば集会所があれば集会所で一緒に遊んでやろうとかというやっぱり地域の力を私はもう少し地域の方々も出してもらいたいし、それこそ次世代をしょっていく子どもたちですから、私は平成17年に全市の青少年育成協議会の会長を仰せつかったときに、統一した行動をとろうということで、地域の子どもは地域で育てるという大きなキャッチコピーを上げまして、それこそ岩室も弥彦も全部統一した運動に参加してくれと呼びかけたんですが、やっぱり地域の力を十分発揮して、子育てにもっともっと関心を持ってもらいたいというのが私の願いであり、本心でございます。

○植木部会長

ありがとうございました。大竹委員、お願いします。

○大竹委員

私は、最初に山賀委員がおっしゃった子どもと親と一緒に過ごす時間を大切にしたいなというふうに思っております。それで、子どもが本当に育っていく、人格が形成される大事な時期であるわけですから、個々の個性を伸ばしていくためにもやはり家庭で過ごす時間を大切にしたいなというふうに考えております。今現在保育園などでも2カ月ぐらいから預かり、また学校に入ってもこうやって放課後児童クラブ、学校で過ごす時間と放課後児童クラブで過ごす時間。じゃ、家庭で一体子どもがどのぐらいの時間過ごしているんだろう、親と触れ合っているんだろうということを見ると、できるだけそういう時間をつくってもらいたいというのは希望するところなんですけど、例えばニーズを考えたとき、先ほど事務局から説明していただきました量の見込みというところを見ますと、開設時間についても地域性を加味していくことも必要なのではないかなというふうに思います。

昨日、私、江南区内の小中学校を訪問させていただいて、農村地帯、周辺部に行きますと、規模の小さい学校が幾つもあります。そういったところにもちゃんと放課後児童クラブは開設しているわけですし、とても丁寧な指導をいただいているなというふうに思ってきたんですが、今後の小学生のこういう表を見ると、また江南区がやはり需要率というんですか、それを見るとすごく多いんですね。40%を超えているのは、この江南区なんだなというふうに私は見ていたんですけども。そして、高学年受け入れモデルの帰宅時間を見ましても、その一番下に1人帰り、お迎えというふうになっていますね。横越は98%がお迎えというふうになっています。周辺の小中学校は、統合されて、広範囲に1つの学校というような形がどんどんできていっているんです。ですから、学校に行くにもスクールバスを使って行ったりというようなところもまたぼつぼつと見えてきていますし、そういう立地のことを考えると、確かに終業時間を出していただいて、5時までなら5時まで、じゃお迎えには5時半ぐらいから6時には着けるかなみたいなことも考えられますけれども。ただ、今現在の保育園の様子を見ると、保育園にお迎えに行くのが基本的には4時なんですかね、帰宅時間があるんですけども、そこでさっと帰っていく、その後の子どもたちのお迎えがぼつぼつとしていて、割合6時ぐらいまでに駆け込んでくるお母さんというのも結構いらっしゃるというふうに見ております。ですから、本当に子どもは家庭で育ててほしいとは思いつつながら、今現在この放課後児童クラブがなぜできたのかといったら、やっぱりニーズがあるからということになるとしたら、そのニーズに応じていくような形もやはり同時に進めていく必要があるんでないのかな。決まり、一定の、利用ということを見ると、利用時間として一定の時間制限をした後の、現在も、延長という形になるんですかね、延長が認められる状況を確保しておくことも必要なかなというふうに。もし必要だという人がいるのであれば、そのこともやはりちょっと考えてあげたいなというふうに思います。でも、先ほどから言っているように、子どもが親と一緒に家庭で過ごす時間を大切にするために、一定の開設時間というのを区切るというのは、やはり私も賛成しております。

○植木部会長

本間委員、お願いいたします。

○本間委員

開設時間についてなんですけども、結論的には難しいなというのが感想です。今いろいろな形で仕事をされている方がおられる中で、どのようなニーズにどこまで応えていくのかということのはとても難しいなというふうに、また皆さんの委員のお話をお聞きして、感じました。私は、学校の立場ですの、学校で子どもに指導しているという、そういう立場で言えば、やはり家庭生活は、今お話もあつたように、とても大切ですし、また子どもに好ましい生活リズムで生活をしてもらうということはとても大事なことだと思います。睡眠であるとか、食事であるとか、それから運動とか、あるいは家族とのコミュニケーション、これはやはり子ども1人だけではできないことです。また、今私が言ったようなことは学力についても非常に関連があるというのはもうデータの的に、もう皆さんご存じだと思いますけど、出ています。

たまたまきのうテレビを見ていたら、ごらんになった方もいるかもしれませんが、子どもの味覚がちょっとおかしくなっているという、わからなくなってきた、物を食べさせても、酸っぱいとか辛いとか甘いとか、そういうちょっと番組がありました。結局ファストフードとか、それから子どもころに味の濃いものばかりを食べさせていると、そういうふうになるんだみたいな、たしかそんな話だったと思います。これはやっぱり子どもの、子どもとして人間としての基本的な生活がとても大切なんだという一つの例なんだと思うんですけども、やはりそういうようなことを考えると、さっきそのニーズにどこまで応えるか難しい、微妙だとは言いましたけれども、やはりある程度のところで線を引いて、そしてもう家庭に帰すということはとても大事なことだなというふうに感じています。

ちょっと全く別のことで、これはおまけの話で、全然今の議論とは関係ない話ですけど、この前、台風19号がちょっと接近したということがありまして、学校としても通常どおり授業するか、あるいは登校をおくらせるか、臨時休校にするか、非常に悩む場面でした。ひまわりクラブさんと連絡をとり合った中で、もし仮に学校が臨時休校した場合は、もちろん学校が臨時休校ですから、ひまわりクラブには保護者が責任を持って届けるというのが前提ですけども、ひまわりクラブのほうでは柔軟に対応できますよという、そういうお話をいただいて、非常にありがたかったです。そういう意味で、一定のラインをつくりながらも、時と場合によっては弾力的なそういうこともできるという、そういう形がいいのかなというように感じました。以上です。

○植木部会長

皆さん、ありがとうございました。

多様な意見をいただいたというふうに思っています。実際の保護者の方の就労の実態、これを当然明らかにしなければ、正確な分析ができないというふうなことでありました。それに伴って、子どもと保護者が一緒にいる時間を確保するという視点、これも極めて重要な視点だというふうに思いまし

た。

一方では、ニーズに応じていくというふうなことも必要になって、仮に一部であっても延長を必要としているという実態があるとすれば、その延長等が認められることも必要なのではないかというふうなことであります。

それから、最後の本間委員のところでありましたけれども、緊急な事態であるとか、自然災害等、その際に、ひまわりクラブを含めた放課後児童クラブが柔軟な対応をとっていただけるというような下地といいましょうか、そういったことも極めて重要なんだなと。これは、学校と放課後児童クラブとの連携というところにごくつながっていく重要な事柄、実際にはそういうことなんだなというふうなことを今思いました。

今委員の中から出てきたこのようなご意見、ぜひ参考にさせていただければなというふうに思います。ありがとうございました。

最後に、きょうも社会福祉協議会の方がいらっしゃっておりますので、きょうの議題の1と2、これあわせて何かコメントがあれば、ここでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

新潟市社会福祉協議会子ども子育て支援担当課長の高橋と申します。発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうから何点かあるんですが、まず1点目なんですけども、今回資料の5と6という形で、子ども未来課さんのほうで新基準に基づいた面積を、これは社協のほうとも協議させていただいて、まとめさせていただいたものですが、この面積の考え方に基づいた調査結果をもとに考えたときに、社協のほうでもいろいろとはっきり見えてきた部分がありました。今までは、追加資料の4のとおり、待機児童を出さないという方針で施設整備が行われてきたわけですが、毎年の新規の入会児童数がどんどんふえていると、去年は400人、その前は200人、その前も200人という状況の中で、施設の整備がなかなか追いついてきていなかったんだなというのが見えてきています。実際、資料5の表では1人当たりの面積が載っております、1.65よりどのぐらい少ないのかということですが、社協のほうでは独自に、これから入会の申請を受ける中で、専有面積から求めた運営基準で定める利用定員の案と各施設における来年度の見込みの児童数を比較しました。そうしましたところ、50施設以上が、そのままの利用定員ですと、定員をオーバーしているという現状が見えてきております。今の資料には載っておりませんが、実際のところ、今年度よりも私どものほうで入会を許可する児童が1,000人ぐらいふえておりますので、結果的にはそういう状況になります。中には既に1.5倍から2倍以上受け入れているという施設もございまして、今年度あと5カ月の中で、子ども未来課さんも非常に分割等については進めていただいているところですが、その十数カ所を分割されたとしても、残り三十数カ所、まだまだそれを複数年度にわたって支援計画を立てていくという必要があるというのが今見えてきているところでございます。



社会福祉協議会としましても、地域福祉を推進する役割を担う中核的な組織として、子育て支援というのは非常に重要な事業であると考えておまして、できるだけ多くの子どもたちを受け入れるべきであるというふうには考えておりますが、今この現状を確認しましたところ、やはり児童の側から見た安心、安全な環境の中で健全育成を図るという本来の目的を考えたときに、利用定員を超える人数を受け入れるとしても、経過措置だとしても、それは限度があるのではないかというふうに考えております。

具体的に言いますと、これはこども未来課さんにも相談を始めたところではありますけども、面積が狭い施設については、やはり当初の放課後児童クラブのこの事業の目的に立ち戻って、低学年、1年生から3年生までですとか、障がいをお持ちの方、それからより保護者の就労状況が厳しい家庭の児童を優先的に受け入れるということをしていかないと、面積が決まっている中で、本当に子どもたちが毎日ストレスを感じるような事業展開になってしまうのではないかと考えております。ですので、これから去年と同じように入会申請をしていくように事務手続を準備しておりますけども、その中で、この施設の整備がなかなか難しいところについては、先ほど申し上げましたような優先順位をどう考えるのか、そしてそれを保護者の方に、いつ、どのような形で周知し、理解していただくのか、それについて社協としましてもこども未来課さんと相談をしてやっていかなければいけないなと考えております。

あと、高学年の入会につきましても、こども未来課さんのほうで複数年度にわたって五十数カ所、分割、施設整備をしていくという方針が今回出ておりますが、それとは別に、既存の施設で高学年を受け入れる場合のトイレを男女別にするとか、着がえの場所を整備するとか、そういった計画については、その施設の分割、整備とは別に、やはり計画的に行っていくといけないのかなと考えております。

それから、3点目は施設を運営する側としてのマンパワーの関係です。これについては、今年度、分割が進む、来年度も進むということで、先取りで30名程度を募集しておりますが、直近で採用したのが7名でございます。これは、12万6,000円という月額が低過ぎるということ、業務の内容が非常に大変な部分もあるということ等で、なかなか募集しても来ないということなんですけど、これはこども未来課さんのほうも本当に理解していただいて、今回2万3,000円アップ、ボーナスについても保育士並みということで検討されております。ただ、これはまだ議会を通過しておりませんので、募集するに当たっても、来年度にならないと、具体的な金額を提示できないのが現状です。もう既に4月採用については募集を始めておりますが、4月1日ですどのぐらいのマンパワーが確保できるのかというのは非常に難しいかなと。そんな中で全ての児童を受け入れていくというのは、なかなか難しい状況が考えられるというふうに思っております。

あと、最後に社協の事務組織としてのマネジメントの体制でございます。どんどん、どんどんこの事業、需要が伸びておりますので、児童数もふえております。それから、指導員としても必要な人材

を育成していかなければいけません。五十何施設増えますと、七、八十人職員をふやさなければいけない。それぞれの施設の管理と同時に、当然事業主としましては人的なマネジメント、運営、指導等を行っていかないと、事業を効率的に、また高いレベルでやっていくということはできませんので、これについても現状の事務局体制では到底難しいと。今、係長1人に104施設ぶら下がっているような状況ですので、それについては改善を要望しておりますが、現状をなかなかご理解いただけないというところもありますので、この機会をいただきましてご説明をさせていただきました。来年度に向けて、私どものほうとしまして、きちんとした管理運営ができるように、こども未来課さんのほうにご相談させていただきながら、準備をしていきたいと思っております。ありがとうございました。

○植木部会長

ありがとうございました。

それこそ運営側の切実な、具体的な言葉が聞けました。定員を定める、あるいは1人当たりの面積を定めるというのは、これは管理ということよりも優先して子どもたちの、子ども最優先の視点、これが重要なんだということですね。確かに資料5なんか見ますと、大変多くのクラブの整備が必要だということがわかってきています。それを踏まえて、条例では、向こう5年間で必ずこのあたりは改善しますよという約束を含めた経過措置というふうに考えることができますので、ここはそうした5年間できちんと整備をするということの担保、これは新潟市に約束を果たしていただきたいというふうに思いますし、それからマンパワーの確保の手だてに関して、指導員の労働条件を改善する、それによって確実なマンパワーの確保をしていくということ、これはセットになりますから、これも重要な部分だというふうに思います。その具体的な事柄も進んでいるというふうな話でございましたけれども。一方で、そういった正規職員のほかに、加配の職員であるとか、あるいはパートタイムの職員であるとかというふうなことになりますと、今度は時間給ということになるんでしょうか。その時間給も世間並みの時間給に少し合わせていかないと、そこもまたマンパワーの確保が難しいのではないかなというふうなことも同時に思いました。正規職員の確保と、それからそうした加配等の臨時職員といいましょうか、パート職員の確保、これは2本立てで具体的に整備をしていくということもお願いしたいと思いますし、一方で管理側の社協さんの運営の大変さということも今知りました。お一人で担当されているというのは、大変なことでしたね。何か知っているようで知らなかった、知らなかったようで知っていたような内容でございましたけれども。このあたりも当然規模は拡大していくわけですので、そうした担当職員に無理のない管理体制ということが、これが担保されるために、これやっぱ新潟市さんのご支援が必要だということになりますので、そこもあわせて検討をこの際していただければありがたいかな、新潟市さんに検討していただければありがたいかな、こんなふうに思いました。どうもありがとうございました。

全体を通して、委員の皆さん方から何かコメントがあれば、ここでいただきたいというふうに思いますが、いかがですか。本間委員、お願いします。

○本間委員

関連して、また学校の立場なんですけども、今校長会、とりわけ小学校の校長会のほうで学校の施設のことで話題になると、1つは学級増等に伴って普通教室をどういうふうに確保するかという、そういう話題と、もう一つは今ほどの放課後児童クラブのこのことによる、とりわけ学校の校舎や校地に影響する場合どうするかというようなことが今ちょっと話題になっています。そんな中で、非常に学校側に対して丁寧に説明をしてくださって、協議をしてくださっているというふうに聞いております。また、学校のほうも教育活動の場や子どもの遊びの場の確保というようなこともありますので、なかなか難しい問題だと思うんですけども、またこれまで同様、引き続き、また丁寧に学校のほうとも連絡というか、協議というか、すり合わせになるんでしょうか、また引き続きよろしく願いしたなというふうに思っております。

以上です。学校のほうもちょっと大変な部分わかるという。

○植木部会長

お願いします。大竹委員。

○大竹委員

今ちょっと探していたんですけど、見つけれませんでした。補助員について、前回の意見もあったかというふうに思うんですけども、退職した人の有効活用というようなことを考えると、今この運営に関する基準と、条例というふうなことの中に、たしか3年後には指導員になることが見込まれる人というふうになると、退職した人は当然ながら無理ということになってしまうんですね。その辺がちよっと、あっと思っていたんですけども、何かいい方法がないかなというふうに。確かに指導員には無理なんですけれども、補助員として活動していただくような形が何か検討されるといいなというふうに思っていたことが1つ。

それと、済みません、先ほど言い忘れたんですけども、開設時間のことですが、市社協さんのほうでもファミリー・サポートというような事業をやっていらっしゃって、提供会員さんには依頼の内容がやはり保育園へのお迎えということがすごく多いというふうに聞いております。今若い世代、親御さんの世代が就労の形が多様化しているということもあって、勤務時間が一律5時とか、そういう形で終わらない。7時までとか、遅番、早番とかというようないろいろな形で働いている都合があって、そういう閉所時間に間に合わないので、お迎え頼みますというようなことが多いというふうにも聞いているということもちょっとご紹介させていただきます。以上です。

○植木部会長

ありがとうございます。

補助員が支援員になるということと、それに伴って正規職員になるということは一致しないですね。つまりそうした雇用形態と専門性を上げるということは、これは区分して、分離して理解していく必要があるかなというふうに思います。この条例で重要なことは、正規職員であれ、そうでなくても、

指導員としての専門性を上げるという意味で、支援員、放課後児童支援員としての研修を受けていただいて、質の担保を図るということ、その内容が条例の中に含まれていて、それで補助員として採用された場合には3年以内に支援員ということになるわけでありまして、それが、この資料6を見ると、指導員数（現状）と、それから職員数、一番右側のところが正規、加配という並びと支援員、補助員という並びが何か対比しているように見えるんですけども、これは必ずしも一致しないというふうにご理解をいただけるとわかりやすいのではないかなというふうに思いますが、大竹委員、いかがでしょうか。

○大竹委員

私がちょっと理解ができなかったんですが、補助員というのは必ず3年以内に支援員となる人しか入れないということではないということですか。

○植木部会長

これは、研修を受けて専門性を高めるということですので。ですから、それに伴って、例えばパート職員が正規職員に上がるみたいな、そういうこととは違うということですから。大竹委員が言われている退職者ということ、つまり、そうですね、つまり……

○大竹委員

今まで保育園とか、そういうところで活動していらした方が退職された後は、こういうところで活動していただけると、非常にありがたいんじゃないかなというふうに思ったんですが。

○植木部会長

そうですね。それは可能なんだというふうに思うんです。それはそれで可能だというふうに思いますし、仮に保育所で働いておられた方は基礎資格がありますので、比較的すぐに支援員の講習は受けていただけることになるかというふうには思いますけれども。雇用形態が支援員を取ることで変わるということでは必ずしもありませんので、そうした懸念というのはご心配ないかなというふうに思われますけれども。私の感想ですが。

このあたり、事務局、いかがですか。

○本間こども未来課育成支援係長

植木部会長がおっしゃったとおり、退職者の方でも特に支障ないというふうに考えています。当然保育園に勤めであれば、保育士という基礎資格がありますし……

○大竹委員

保育園ばかりじゃなくて、民間企業でも、そういう地域に協力したい意思のある人が補助員として、補助員には入れないわけですか。補助員で勤めることはできるということですか。そういう民間の何の資格も持っていない人でも。

○本間こども未来課育成支援係長

そういう方でもお勤めすることは可能です。

○大竹委員

ここに、例えば、前回のをまとめていただいた中のご意見で、5時間程度の研修を受けることで放課後児童クラブの補助員になる、専業主婦がというふうなことがあったので、それはいいことかなというふうに思っていたんですけども。例えば子育てが一段落した専業主婦が5時間程度の研修を受けることで補助員になれるというふうにされていますが、この道はまだ大丈夫ということなんですね。

○植木部会長

それは別途の資格でして、資格というか、子育て支援員という、そういう制度が別途想定されているんです。その子育て……

○大竹委員

支援員ね。

○植木部会長

ですから、混同してしまうんですけども、このあたりは。確かにこの資料6では支援員としか書いていないので。これは、放課後児童支援員ということですね。いろんな資格がもう幾つも想定されて、それぞれに別途の研修のルートが今それこそ確定しないで検討中というような段階ですので、混同してしまいがちですけども。基本的には大竹委員の思われているような懸念はそう大きなことにはならないかなというふうには考えております。よろしいでしょうか。お願いします。

○山賀委員

先ほどの社協の高橋さんのお話を伺って、やはりなかなか現状は、条例が変わっても、現状すぐ切りかえるというのは難しい中で、おいおいと言いつつも、既にやはりキャパを上回っているという実態があるわけで、この辺どうするのかかなというのは非常にちょっと危惧をしているんですが、今回の条例ができたことによって、一律来年の4月から6年生まで受け入れなければならないものなのかどうかというところで、各会場の実情に応じて、何か裁量で少し猶予を持たせるとか、そういうような方法があるのかないのかかなというのはちょっと感じました。当然子どもを持つご家族さんにすれば、6年生までもうお願いしてもいいんですよという発想でご相談される方も多いのかなと思いますけれども、もちろんあきがあればいいでしょうけれども、あきがない場合は各会場の裁量、実態に合わせて調整、検討をすることになっているのかどうか、その辺をちょっと確認したいなと思っています。

あと、やはり先ほどのお話、待機児童をなくすという視点で考えると、常に子どもたちの人数が流動化していきますよね。そうすると、いろいろシミュレーションの中で1.65を超える、超えないというところを出ている資料、これが常に毎年見直しをしないと、どこの会場が基準を超えているのか、余裕があるのかというのは把握できなくなっていくのかなと思っています。

実はちょっと参考までに申し上げますと、障がい者の施設というのは面積基準というのは余りないんですが、定員に対してある一定の割合を超えたら逆に余り適切ではないという目安を設定しているん

です。具体的に言うと、うちの施設の場合、例えば30人の施設だったら1日当たり1.5倍以上の人は入れないほうがいいですよという一つのラインがあったり、あるいは月平均にすると1.25倍以上は受け入れないほうがいいですよという。それは、科学的な根拠がどこにあるのかというのはありますが、ある意味では面積も踏まえた中で適切な障がい者への支援をするには、余りたくさんの人を、利益追求、うちの場合は利益追求になってしまうんですが、そういうことを理由に受け入れてはいけませんよと、質の担保が落ちますよということなんです。そうすると、各ひまわりクラブの児童数の定員に対して、どれぐらいだったら許容範囲として受け入れられるのかという設定も今後検討してもいいのかなと。例えば40人だったら、例えば2割5分という、10人ですかね、プラス……違うな。8割るが4。4人ですので、10人とか。そういうような例えばある程度面積に基づいて、これだけの子どもたちを受け入れるキャパしかありませんよという前提の中で利用調整をしていくということをしていない、なかなかこの辺の管理ができないんじゃないかな、質的な担保をどうするのかという管理ができないんじゃないかなというふうにちょっと感じました。以上です。

植木部会長

ありがとうございました。そのほかいかがでしょうか。

お願いします。

○山田委員

次の4月1日から高学年受け入れを実施するとした場合に、やはり今現在のまま増やして、限界というか、普通に4月1日に新1年生になって入る子たちがいると思うんですけども、そういった場合、限度を設けるとしたときには、新1年生のほうで選考というか、する形になるのか、それとも全児童を対象にするのか、それか今3年生でいて、来年度4年生、高学年という形で受け入れになる子どもたちも選考していくのかという、選考するかどうか、まだ決まっていはいないと思うんですけども、今の現状を見ると、全児童を受け入れていくのは難しいのかなと思うので、そういった場合どのような対象、選考する対象の児童を考えていくのかなと思って、ちょっと質問だったんですけども。

○植木部会長

事務局、お願いします。

○本間こども未来課育成支援係長

そのあたり、社会福祉協議会さんのほうからもご意見、提案をいただいています。我々もやはりとても重要な問題です。かといって施設のきついところはたくさんありますので、そのあたりをもう少し時間を欲しい、時間欲しいということを社協さんに伝えてありますし、そのあたりは十分ちょっと意見交換をさせてほしいということで、そのあたり、まだ決まっていはいないんですけども、そういった検討、準備をしているという状況です。

○植木部会長

お願いします。

○高橋市社会福祉協議会地域福祉課長

参考までに。夏にさいたま市さんのほうにちょっと視察に行ってきました。さいたま市さんのほうでは、やはり低学年優先、それから保護者の状況ですとか、障がいをお持ちなのかどうかという部分を指数を設けまして、優先順位を毎年決めているということで、より必要な方に利用していただけるような形の仕組みをつくっておられましたので、イメージとしてはそういう形になるのかなと社協のほうとしては少し考えているところではあります。

○植木部会長

ありがとうございました。山田委員、よろしいですか。

○山田委員

はい。

○植木部会長

そのほかいかがでしょう。お願いします。山岸委員。

○山岸委員

高学年の受け入れについて、一斉に来年4月から全部で受け入れていくということにはなかなか厳しい状況の場所も多々あるかなと思っています。西内野で言うと、校庭にプレハブでひまわりの第2ができました。来年の春からクラスが足りなくなるので、校舎もプレハブでできます。ということで、子どもたちはふえるんですが、遊ぶスペースとか体育をするような校庭が非常に狭くなっていきます。なので、非常にバランスというのは難しいんですが、その辺、建てる場所とか、それから受け入れる年齢、学年、基準、そういったものを細かく各学校に応じての実態に応じて見ていく必要があるのかなと思っています。なので、できればひまわり第2がうちができるときにもちょっと感じたんですけど、情報が地域に出てきていなかったもので、足りないという状況を知りませんでした。もし知っていたら、ひまわり第1がある、例えば西コミュニティセンターがすぐ学校の前にあるんですが、そこを広げていくような陳情を地域からしたりとか、いろいろな方法があったかなと思うので、今後もうちょっと密に地域とも組みながら、いい状況をその学校、その地域に応じてつくっていけるといいかなと思っています。以上です。

○植木部会長

ありがとうございました。

きょうは、珍しく時間に余裕がありましたので、最後のところで皆さん方からフリーな意見をいただくことができました。大変ありがとうございました。

このひまわりクラブの運営の議論については、また次回の部会でも引き続き検討していく内容でございますので、また新しい資料等お手元に届くかと思えます。それから、可能ならば実態等、少し気にかけていただきながら、また次回の部会でご意見をいただきたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

それでは、議題を全て終了いたしましたので、事務局にお返しいたします。

○古泉こども未来課長補佐

植木部会長、どうもありがとうございました。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。4番になります。その他・事務連絡ということで、事務局から今後の予定について連絡をさせていただきます。

○本間こども未来課育成支援係長

私のほうからご連絡させていただきます。

まず、来週木曜日、10月30日に子ども・子育て会議の本体会議が開催されます。その際に、きょうご議論いただきました支援事業計画を報告させていただきたいと思っております。1ページ目のところ、ほかの部会との調整もありますので、そこらあたり精査したもので、資料4の追加の部分、このあたり、また差しかえを後日送らせていただきたいと思いますので、ご確認の上、ご意見等あればいただきたいというふうに思っております。ほかの部会、ほかの事業計画とあわせまして、全体の事業計画を取りまとめた上でパブリックコメントを行うこととなります。

それから、次回、本部会につきましては1月または2月ころを開催予定としております。事業計画のパブリックコメントの結果を報告させていただきますので、計画について最終的なご検討をいただくこととなります。

また、ひまわりクラブの運営につきましても次回引き続きご議論いただきたいというふうに考えております。

本日お配りしました日程調整表にて、第8回部会のご都合の悪い日をお知らせいただきたいと思います。本日も都合わからない場合には、またお持ち帰りいただきまして、電話、メールなりでお知らせいただきたいと思います。

あと、議事のほうで、ひまわりクラブの開設時間、皆様方のご意見をいただいたところです。まだ判断つけられる材料もないという状況です。ですので、12月に上げますひまわりクラブの条例改正につきましては、開設時間のところはとりあえず現状のままで上げたいと思います。また議論が深まって、必要があった場合には、また今後改正案というふうになろうかと思っておりますけども、12月議会の際は現状の開設時間で条例を上げさせていただきたいと思います。

私の連絡等は以上です。

○古泉こども未来課長補佐

あと最後に、お気づきだと思いますが、報道関係者の方がいらしてございました。ご報告させていただきます。

それでは、以上をもちまして第7回放課後児童クラブ検討部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。